

保険料払込免除特約条項 目次

この特約の趣旨

- 第1条 特約の締結および責任開始期
 第2条 保険料の払込免除
 第3条 保険料の払込を免除しない場合
 第4条 保険料の払込免除の請求手続
 第5条 この特約を付加した場合の保険料
 第6条 特約の保険期間
 第7条 特約の失効
 第8条 特約の復活
 第9条 特約の解約
 第10条 解約返戻金
 第11条 債権者等による解約
 第12条 特約の復旧
 第13条 特約の消滅
 第14条 告知義務および告知義務違反
 第15条 重大事由による解除

- 第16条 契約者配当
 第17条 管轄裁判所
 第18条 主約款等の規定の準用
 第19条 更新の規定がある主契約に付加されている場合の特則
 第20条 免除対象特約が更新される場合の特則
 第21条 変額保険（終身型）または変額保険（定期型）に付加した場合の特則
 第22条 がん保険または終身がん保険（08）に付加されている場合の特則
 第23条 総合医療保険に付加されている場合の特則
 第24条 積立利率変動型終身保険に付加されている場合の特則
 第25条 主契約に免除対象特約が中途付加された場合の取扱
 第26条 この特約に特別条件をつける場合の特則

保険料払込免除特約条項

(平成16年5月2日制定)

(平成23年11月2日改正)

この特約の趣旨

この特約は、被保険者が特定の疾病により所定の状態に該当したとき、疾病もしくは傷害により所定の障害状態に該当したときまたは所定の要介護状態に該当したときに、その後の保険料の払込みを免除するものです。

(特約の締結および責任開始期)

- 第1条 この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際、主契約の保険契約者（以下「保険契約者」といいます。）の申出によって、主契約に付加して締結します。会社が、この特約の申込みを承諾した場合には、保険証券を保険契約者に交付します。この特約の保険証券に記載する事項については、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の保険証券に記載する事項の規定を準用します。
- 2 前項の規定にかかわらず、主契約の責任開始期以後、保険契約者から申出があった場合、会社は、新たに主契約の被保険者（以下「被保険者」といいます。）に関する告知を求め、被保険者の選択を行ったうえ、承諾したときは、この特約を主契約に付加することができます。この場合、会社はこの特約の保険証券を交付しません。
- 3 この特約の責任開始期は、主契約と同一とします。ただし、前項の場合、主契約の払込方法＜回数＞に応じて、会社がこの特約の付加を承諾した日の直後に到来する主契約の契約応当日（主契約が年払であれば年単位の契約応当日、半年払であれば半年単位の契約応当日、月払であれば月単位の契約応当日）とします。

(保険料の払込免除)

- 第2条 被保険者が、この特約の保険期間中に、次の各号のいずれかの事由に該当したとき（主約款に定める保険料の払込みの免除事由に該当したときを除きます。）は、会社は、次の払込期月（払込期月の初日から契約応当日の前日までに保険料の払込みの免除事由に該当したときは、その払込期月）以降の主契約およびこの特約と同一の主契約に付加されている他の特約（買増権保証特約および買増権保証特約（92）を除く。以下「免除対象特約」といいます。）の保険料の払込みを免除します。

号	保険料の払込みの免除事由
(1)	被保険者がこの特約の責任開始期（復活または復旧の取扱いが行われた後は、最後の復活または復旧の際の責任開始期、以下同じ。）以後に、この特約の責任開始期前を含めて初めて悪性新生物（別表28）に罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき（病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。）
(2)	被保険者がこの特約の責任開始期以後の疾病を原因として、次のいずれかの状態に該当したとき ア. 急性心筋梗塞（別表28）を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したと医師によって診断されたとき イ. 脳卒中（別表28）を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき
(3)	被保険者がこの特約の責任開始期以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として所定の障害状態（別表29）に該当したとき。 この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害もしくは疾病と因果関係のない傷害もしくは疾病に限り、）を原因とする障害状態が新たに加わって所定の障害状態に該当したときを含みます。
(4)	次のすべての条件を満たすことが、医師によって診断確定されたとき ア. 被保険者が、この特約の責任開始期以後に発生した傷害または発病した疾病により要介護状態（別表30）に該当したこと イ. 要介護状態がその該当した日からその日を含めて継続して180日あること

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始期以後に急性心筋梗塞（別表28）もしくは脳卒中（別表28）を発病したときまたは所定の障害状態（別表29）もしくは要介護状態（別表30）に該当したときでも、この特約の責任開始期以後の原因によるものとみなします。
- (1) その疾病について、この特約の締結、復活または復旧の際に、告知により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
- (2) その疾病について、この特約の責任開始期前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常（要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。）を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- 3 第1項第1号に該当した場合でも、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内に乳房の悪性新生物（別表28の表Ⅱ中、基本分類コード C50に該当するものとします。以下本項において同じ。）に罹患したと医師によって診断確定されたときは、保険料の払込みを免除しません。ただし、その後（乳房の悪性新生物についてはこの特約の責任開始期の属する日からその日を含めて90日を経過後）、被保険者が新たに悪性新生物に罹患したと医師により診断確定されたときは、保険料の払込みを免除します。
- 4 第1項および第2項の規定により保険料の払込みが免除された場合には、主契約および免除対象特約の特約条項の規定により保険料の払込みが免除されたものとして、主約款および免除対象特約の特約条項の規定を準用します。
- 5 第1項の規定にかかわらず、主契約または免除対象特約の保険料が一時払の場合には、主契約の保険料または免除対象特約の保険料の払込みを免除しません。

（保険料の払込みを免除しない場合）

第3条 被保険者が、前条第1項第3号または前条第1項第4号の事由に次のいずれかにより該当した場合には、会社は、保険料の払込みを免除しません。

号	事由の種類	保険料の払込みを免除しない場合
(1)	前条第1項第3号の事由	(1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 被保険者の薬物依存(別表31) (9) 地震、噴火または津波 (10) 戦争その他の変乱 (11) 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛でいずれも他覚所見のないもの(原因の如何を問いません。)
(2)	前条第1項第4号の事由	(1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の薬物依存(別表31)

- 2 被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱により前条第1項第3号の事由に該当した場合でも、これらの事由により前条第1項第3号の事由に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に及ぼす影響が小さいと認めるときは、保険料の払込みを免除することがあります。
- 3 被保険者が戦争その他の変乱により前条第1項第4号に該当した場合でも、これらの事由により前条第1項第4号に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、保険料の払込みを免除しないことがあります。

(保険料の払込免除の請求手続)

- 第4条 保険料の払込みの免除事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なく会社に通知してください。
- 2 保険契約者は、保険料の払込みの免除事由が生じたときは、会社所定の書類(別表4)を提出して、保険料の払込みの免除を請求してください。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの場合には、保険契約者から保険料の払込みの免除について請求があったものとして取扱います。この場合、第5条(この特約を付加した場合の保険料)に定める主契約および免除対象特約の保険料が、主約款に定める払込期月の契約応当日の前日までに払込まれ、かつ、その日までに保険料の払込みの免除事由が生じ保険料の払込みを要しなくなったときは、会社は、その払込まれた保険料を次の各号の保険金、給付金または年金の各請求における受取人に払いもどします。ただし、保険金、給付金または年金を支払う場合に限ります。

号	請求があったものとして扱う場合
(1)	主契約に生活保障特約が付加されている場合で、保険料の払込みの免除事由に該当し、かつ、特約介護年金または特約障害年金の請求があったとき
(2)	主契約に付加されている特約に生活保障特則が付加されている場合で、保険料の払込みの免除事由に該当し、かつ、特約介護年金または特約障害年金の請求があったとき
(3)	主契約に生前給付終身保険特約または生前給付定期保険特約が付加されている場合で、保険料の払込みの免除事由に該当し、かつ、特約特定疾病保険金の請求があったとき
(4)	主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約が付加されている場合で、保険料の払込みの免除事由に該当し、かつ、介護給付金または介護年金の請求があったとき
(5)	主契約に介護医療特約または新介護医療特約が付加されている場合で、保険料の払込みの免除事由に該当し、かつ、介護給付金または介護年金の請求があったとき
(6)	主契約に特定疾病診断給付金特約または新特定疾病診断給付金特約が付加されている場合で、保険料の払込みの免除事由に該当し、かつ、急性心筋梗塞または脳卒中による診断給付金の請求があったとき

- 4 会社は、保険料の払込みの免除を行うに際して、事実の確認を行い、また、被保険者について会社指定の医師の診断を求めることがあります。ただし、確認する場合および確認する事項については、主約款の規定を準用します。
- 5 事実の確認に際し、保険契約者または被保険者が、正当な理由なく確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。)は、第1項の規定にかかわらず、事実の確認が終るまで保険料の払込みを免除しません。

(この特約を付加した場合の保険料)

- 第5条 この特約を付加した場合、主契約および免除対象特約の保険料は、この特約の保障を含めた保障内容に基づき計算した保険料とします。
- 2 この特約の保険料(この特約の保障内容に対応する保険料をいいます。以下、同じ。)に対する未経過保険料(保険料期間に対応するこの特約の保険料のうち未経過部分(次の払込期月の契約応当日の前日までの保険料相当額とし、1か月未満の端数は切捨てます。))をいいます。以下、同じ。)は、主約款およびそれぞれの特約条項の規定を準用します。

（特約の保険期間）

第6条 この特約の保険期間は、契約日からこの特約が付加されている主契約および免除対象特約の保険料払込期間がすべて満了する時までとします。

（特約の失効）

第7条 主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

（特約の復活）

第8条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

2 前項の請求を受けた場合、会社は、主契約について復活を承諾したときは、主約款の復活の規定を準用してこの特約の復活の取扱いをします。ただし、会社がこの特約の復活を承諾しても、保険証券は交付しません。

（特約の解約）

第9条 保険契約者は、保険料の払込みの免除事由（主約款に定める保険料の払込みの免除事由を含みます。）の発生前に限り、将来に向かってこの特約を解約することができます。

（解約返戻金）

第10条 この特約に解約返戻金はありません。

（債権者等による解約）

第11条 債権者等によるこの特約の解約の効力については、主約款の債権者等による解約の規定を準用します。

（特約の復旧）

第12条 主契約の復旧請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。

2 会社が復旧を承諾したときは、主約款の復旧の規定を準用してこの特約の復旧の取扱いをします。

（特約の消滅）

第13条 次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

号	この特約が消滅する場合
(1)	主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき
(2)	主契約が消滅したとき
(3)	主契約または免除対象特約の保険料払込期間が変更され、会社の定める範囲外となったとき

（告知義務および告知義務違反）

第14条 この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

2 前項のほか、主約款または免除対象特約の特約条項の規定により告知を求める場合には、この特約においても同時に被保険者の告知を求めます。この場合、告知義務違反については主約款の規定を準用します。

（重大事由による解除）

第15条 この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。

（契約者配当）

第16条 この特約に対しては、契約者配当はありません。

（管轄裁判所）

第17条 この特約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

（主約款等の規定の準用）

第18条 この特約条項に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主約款および免除対象特約の特約条項の規定を準用します。

（更新の規定がある主契約に付加されている場合の特則）

第19条 この特約が更新の規定がある主契約（平準定期保険、がん保険、総合医療保険、生前給付保険（定期型）、生前給付保険（定期型）98、平準定期保険（喫煙リスク区分型）または無解約返戻金型平準定期保険）に付加されている場合には、次の各号のとおり取扱います。

号	更新の規定がある主契約に付加されている場合
(1)	主契約の更新に際しては、更新前の保険期間と同一の保険期間（更新前の保険期間が歳満了の場合は会社所定の保険期間）で更新します。この場合、更新後の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が70歳をこえるときには、主契約を更新できないものとします。ただし、会社の定める取扱いに従い、保険期間を変更して更新することがあります。（家族特則についても同様とします。）
(2)	主契約が更新されたときには、保険契約者が特に反対の旨を通知しない限り、この特約も同時に更新されたものとして取扱います。ただし、更新後のこの特約の保険証券は交付しません。この場合、更新される主契約には更新日の保険料払込免除特約の特約条項を適用します。
(3)	前号の規定によってこの特約が更新される場合、更新後の主契約の保険料は、更新日にこの特約を付加したものと計算した保険料とします。

2 前項第2号の規定によってこの特約が更新された場合、第2条（保険料の払込免除）、第14条（告知義務および告知義務違反）および第26条（この特約に特別条件をつける場合の特則）の規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間を継続した保険期間とみなします。

3 第1項第2号の規定にかかわらず、更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取扱っていないときは、この特約は更新されません。ただし、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱いに準じて、この特約と同種類の会社所定の他の特約を更新時に付加することがあります。この場合、保険料の払込免除に際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。

（免除対象特約が更新される場合の特則）

第20条 主契約にこの特約が付加されている場合、免除対象特約は、次の各号のとおり取扱います。

号	免除対象特約が更新される場合
(1)	免除対象特約の更新に際しては、更新前の保険期間と同一の保険期間（更新前の保険期間が歳満了の場合は会社の定める保険期間）で更新します。この場合、更新後の保険期間の満了日の翌日における免除対象特約の被保険者の年齢が70歳をこえるとき、または、免除対象特約（先進医療特約および抗がん剤治療特約を除きます。）の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日の翌日以後となるときは、免除対象特約を更新できないものとします。ただし、会社の定める取扱いに従い、保険期間を変更して更新することがあります。（家族特則および配偶者特則についても同様とします。）
(2)	免除対象特約が更新される場合、更新される特約には、更新日の保険料払込免除特約の特約条項を適用します。
(3)	前号の規定によってこの特約が更新される場合、更新後の免除対象特約の保険料は、更新日にこの特約を免除対象特約に適用したものと計算した保険料とします。

（変額保険（終身型）または変額保険（定期型）に付加した場合の特則）

第21条 この特約が変額保険（終身型）または変額保険（定期型）に付加されている場合には、「払済保険」は「定額払済終身保険」または「定額払済保険」、「延長保険」は「定額延長定期保険」または「自動延長定期保険」と、それぞれ読替えます。

2 この特約が変額保険（終身型）または変額保険（定期型）に付加され、主契約の保険料が第5条（この特約を付加した場合の保険料）に規定する保険料となる場合でも、保険料のうち特別勘定で運用される分の金額は、この特約を付加しない場合と同額とします。

3 この特約が、平成22年3月2日以後を契約日とする変額保険（終身型）または変額保険（定期型）に付加されている場合には、第5条（この特約を付加した場合の保険料）第2項の規定にかかわらず、この特約の保険料のうち主契約に対応する保険料に対する未経過保険料（以下、「この特約の未経過保険料」といいます。）は次の各号のとおり取扱います。

号	この特約の未経過保険料の取扱
(1)	主契約が定額払済終身保険、定額払済保険、定額延長定期保険または自動延長定期保険に変更されたとき この特約の未経過保険料を主契約の解約返戻金に加えて取扱います。
(2)	前号以外の事由により、この特約が消滅したときまたはこの特約の保険料の払込みが免除されたとき 主約款の規定により保険金が支払われるときおよびこの特約の保険料の払込みが免除された後にこの特約が消滅したときを除いて、この特約の未経過保険料を保険契約者（主契約の保険金を支払うときは、主契約の保険金受取人）に払いもどします。

（がん保険または終身がん保険（08）に付加されている場合の特則）

第22条 この特約ががん保険または終身がん保険（08）に付加されている場合には、第1条（特約の締結および責任開始期）第2項の「責任開始期」は「普通死亡給付の責任開始期」、第3項の「主契約と同一」は「主契約の普通死亡給付の責任開始期と同一」と、それぞれ読替えます。

2 この特約ががん保険に付加されている場合には、この特約条項中、「被保険者」とあるのは「主たる被保険者」と読替えます。

（総合医療保険に付加されている場合の特則）

第23条 この特約が総合医療保険に付加されている場合には、この特約条項中、「被保険者」とあるのは「主たる被保険者」と読替えます。

(積立利率変動型終身保険に付加されている場合の特則)

第24条 この特約が積立利率変動型終身保険に付加され、主契約の保険料が第5条（この特約を付加した場合の保険料）に規定する保険料となる場合でも、主約款に定める積立金の金額はこの特約を付加しない場合と同額とします。

- 2 この特約が、平成22年3月2日以後を契約日とする積立利率変動型終身保険に付加されている場合には、第5条（この特約を付加した場合の保険料）第2項の規定にかかわらず、この特約の未経過保険料は次の各号のとおり取扱います。

号	この特約の未経過保険料の取扱	
(1)	主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき	この特約の未経過保険料を主契約の解約返戻金に加えて取扱います。
(2)	前号以外の事由により、この特約が消滅したときまたはこの特約の保険料の払込みが免除されたとき	主約款の規定により保険金が支払われるときおよびこの特約の保険料の払込みが免除された後にこの特約が消滅したときを除いて、この特約の未経過保険料を保険契約者（主契約の保険金を支払うときは、主契約の保険金受取人）に払いもどします。

- 3 前項の場合、主契約において、自動振替貸付の規定が適用される場合は、この特約の未経過保険料を主契約の解約返戻金に加えて取扱います。また、この特約が消滅したときなど支払うべき金額がある場合は、支払金額から保険料の自動振替貸付または契約者貸付の元利金を差引きます。

(主契約に免除対象特約が中途付加された場合の取扱)

第25条 この特約の責任開始期以後、この特約が付加された主契約に免除対象特約を付加（以下「中途付加」といいます。）した場合には、会社は、中途付加した免除対象特約の責任開始期から、中途付加された免除対象特約についてこの特約上の責任を負うものとします。

(この特約に特別条件をつける場合の特則)

第26条 この特約を主契約に付加する際、この特約を復活する際または免除対象特約を中途付加する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める標準に適合しないと認めるときは、会社は、その危険の種類および程度に応じて次の各号のいずれかまたはそれらを併用した条件を主契約および免除対象特約に適用します。

号	この特約につける特別条件	
(1)	特定部位障害不担保法	別表32に定める身体部位のうち、会社が指定した部位に生じた障害が第2条（保険料の払込免除）第1項第3号に定める保険料の払込みの免除事由に該当したときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。ただし、その原因が、不慮の事故（別表2）または所定の感染症（別表15）である場合には、保険料の払込みを免除します。
(2)	保険料割増法	主契約および免除対象特約の保険料は、危険の程度に応じて、会社の定める期間中、第5条（この特約を付加した場合の保険料）の規定により計算される金額を割増した金額を保険料とします。

- 2 保険料割増法の対象となった主契約または免除対象特約については、主約款または免除対象特約の特約条項に規定する契約内容の変更等のうち、次の各号の取扱いは行いません。

号	保険料割増法が適用された場合に取扱わない契約内容の変更等
(1)	払済保険への変更（ただし、保険料割増法の対象期間の経過後は取扱います。）
(2)	延長保険への変更（ただし、保険料割増法の対象期間の経過後は自動延長定期保険への変更を取扱います。）
(3)	原保険契約への復旧
(4)	保険契約の更新（ただし、保険料割増法の対象期間の経過後は取扱います。）
(5)	保険期間または保険料払込期間の変更